

国民年金基金制度のご案内

自営業の方やその家族、学生などの国民年金の第1号被保険者の皆様へ

国民年金基金は、自営業の方やその家族、学生などの国民年金の第1号被保険者の方々がゆとりある老後を過ごせるよう、**国民年金に上乘せる公的な年金制度**です。

加入できる方は、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入している方です。65歳から**生涯受け取ることができる終身年金**が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

掛金は全額が課税所得から控除できるので、**所得税と住民税が軽減されます**。受け取る年金も公的年金等控除の対象になりますので、税制面で優遇されます。

万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支払われますので、掛け捨てになりません。（一部の年金タイプを除く）遺族一時金は全額非課税です。

加入した時に確定した掛金額と年金額は変わりません。（ご加入時の内容でお支払した場合）ご加入いただいた後も掛金の額を口数単位で増減できます。

◆問い合わせ先

〒960-8043 福島市中町1-19 中町ビル5F 全国国民年金基金福島支部 ☎0120-65-4192

「医療費のお知らせ」（医療費通知）について

◎医療費のお知らせとは

後期高齢者医療広域連合では、皆様の医療費や健康に関する理解を深めていただくため、受診された医療機関からの請求書に基づき、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。

お手元に医療費のお知らせが届きましたら、内容をご確認の上、ご不明な点や誤りがあった際には福島県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

○対象

令和4年1月～12月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者
※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。

○内容

受診年月、医療機関等名称、診療区分、医療費（10割）総額、自己負担相当額など
※傷病名、調剤名などの診療内容については、直接医療機関等へお問い合わせください。

○通知時期

令和5年2月下旬から順次発送
1年間の医療費情報を掲載するため、発送時期を早めることはできません。

- ◆医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。
- ◆医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、なくさないように大切に保管してください。
- ◆県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。
- ◆確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。
※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025